替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等又は」と、「法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額については」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項」と、「法第五十七条第二項）とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項）」と、同条第十四項中「同条第四項に規定する欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項に規定する欠損金額等」と、同令第百十三条第一項中「同条第三項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「支配関係前未処理欠損金額」とあるのは「支配関係事業年度開始の時までに同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人の欠損金額とみなされたものを含み、同条第一項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたものを含み、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「法第五十七条第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項又は第八項」と、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「法第五十七条第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、「法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第二号中「支配関係前未処理欠損金額」とあるのは「支配関係前未処理欠損金額等」と、「法第五十七条第三項第一号」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項第一号」と、「欠損金額は」とあるのは「欠損金額等は」と、同号ロ中「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「同条第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、同項第三号中「（前条第五項」とあるのは「（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第五項」と、「規定する欠損金額」とあるのは「規定する欠損金額又は個別欠損金額」と、「法第五十七条第三項第一号及び第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項第一号及び第二号に掲げる欠損金額等」と、同号イ中「法第五十七条第三項第一号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項第一号に掲げる欠損金額等」と、同号ロ中「前条第五項第一号」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第五項第一号」と、同条第二項中「前項の」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の」と、「前項各号」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、「同条第三項各号」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前三項」と、「同項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等」と、「同条第三項各号」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号」と、「係る同項各号」とあるのは「係る地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号」と、同条第五項中「同項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等」と、「前項の」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の」と、「前項各号」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、「同条第四項各号に掲げる欠損金額等」と、「前項において準用する第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項において準用する第一項」と、同項第一号中「法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第二号中「欠損金額（同条第一項」とあるのは「欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「同条第二項又は第五項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項」と、「、同条第一項」とあるのは「、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「法第五十七条第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、「支配関係前欠損金額」とあるのは「支配関係前欠損金額等」と、「法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額等」と、「同項第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第一号及び第二号に掲げる欠損金額等」と、同号イ中「法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第一号及び第二号に掲げる欠損金額等」と、同号ロ中「同項第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第二号に掲げる欠損金額等」と、「支配関係後欠損金額」とあるのは「支配関係後欠損金額等」と、同条第六項中「前項の」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の」と、「前項各号」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、「同条第四項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等」と、同条第八項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「第二項及び第三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第二項及び第三項」と、「第四項」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第四項」と、同令第百十三条の二第九項中「おける同項」とあるのは「おける地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第一項」と、「欠損金額（」とあるのは「欠損金額等（」と、「欠損金額等」とあるのは「帳簿価額控除後欠損金額等」と、同条第二十三項中「法第五十七条の二第二項、第三項又は第五項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項又は第三項」と、「欠損金額について」とあるのは「欠損金額等について」と、同項第一号中「法第五十七条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同号」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同号」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同項第二号中「法第五十七条第四項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、「欠損金額（」とあるのは「欠損金額等（」と、「制限対象欠損金額等」と、「法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同項第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同項第二号